



福祉

障がい者の福祉制度

▶ 身体障害者手帳

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

身体などの機能に障がいがある人に対し、程度に応じて1級から6級の身体障害者手帳が交付されます。この手帳を受けることで、施設への入所、福祉サービスや補装具の給付、交通機関の割引などの対象となります。

▶ 療育手帳

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

知的障がいを持った人が各種福祉サービスや相談を受けるための手帳です。この手帳を受けることで、施設への入所、交通機関の割引などの対象となります。

▶ 精神障害者保健福祉手帳

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

手帳の交付を受けることにより、精神障がいを持つ人が自立して社会参加するための手助けとなり、各種障がい福祉サービスの対象となります。

▶ 日常生活用具の給付

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者に介護用ベッド・入浴補助用具・点字図書などの用具を給付します。障がいの種別や等級により、用具の種類が定められています。

▶ 住宅改修費用の助成

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

在宅の身体障がい者またはこれらの人と同居する世帯で、居室・便所・浴室・廊下等の手すりの設置や段差の解消等の住宅改修費用を助成します。

▶ 補聴器相談

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

市から交付を受けた補聴器をお持ちの方に対して毎月第3木曜日の午後1時～2時、市役所において補聴器の購入や修理の相談を行っています。

▶ 福祉タクシー

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

在宅の心身に重度の障がいのある人の社会活動の範囲を広げ、日常生活の利便を図ることを目的に、タクシーの初乗運賃を助成しています。

▶ 自動車改造費助成

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

就労等のために自動車のブレーキ、ハンドルなどの一部を改造する必要がある身体障がい者に対し、その改造費の助成を行います。

▶ 自動車運転免許取得費助成

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

障がい者(身体障がい者、知的障がい者)が就労等社会参加活動のために、自動車運転免許を取得する必要がある場合に、その免許取得に係る費用の一部を助成します。

(以下は広告スペースです)

自由な空間をお届け!

障害者支援施設 **みやた苑** 宮若市長井鶴 885-1
TEL:0949-34-5066

ケアホーム 絆 宮若市長井鶴 885-6
TEL:0949-28-8110

耳あさひ補聴器

●各メーカー取り扱っています。●駐車場完備
●認定補聴器技能者在籍店 ●出張致します

営業時間 AM9:00~PM5:30
日曜日・祝日定休

直方店 直方市津田町1-29
☎(0949)22-5070

あなたの家で
あなたらしい暮らしを...

介護・看護でお困りのこと、
お気軽にご相談下さい。

●自宅で療養したい
●家でリハビリしてほしい

ひなた訪問看護

宮若市宮田 3673-3
TEL:0949-32-8811



▶ 特別障害者手当・障害児福祉手当

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

20歳以上の在宅の障がい者で、日常生活に常時ほぼ全面的に介護を必要とする重度の障がい者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)に特別障害者手当が支給されます。また、20歳未満の在宅の常時介護を要する障がい児は、障害児福祉手当が支給されます。

福祉施設に入所および3カ月以上の入院の人は対象になりません。また、本人および家族等の所得により支給制限があります。

▶ 特別児童扶養手当

問 子育て福祉課 子育て支援係 ☎32-0517

知的・精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給されます。

▶ 自立支援医療(更生・育成・精神通院)

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

更生医療…身体障がい者の更生のために必要な医療(手術等)
育成医療…障がい児の身体障がいを除去、軽減するために必要な医療(手術等)

精神通院…精神障がい者に対する通院医療

これらの医療費の補助を行っています。世帯の所得に応じて自己負担があります。

▶ 障がい者(児)福祉サービス

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

障害者総合支援法の制度により、障がいの程度に応じた福祉サービスを提供しています。(ホームヘルプサービス、施設入所、通所サービス、グループホーム等)

▶ 重度障害者医療

問 市民課 国保年金係 ☎32-4004

心身に重度の障がいがある人の医療費の自己負担を助成する制度です。



▶ 自動車税の減免

障がいの程度により、自動車税の減免が受けられる場合があります。お問い合わせは、下記へお願いします。

○普通車(飯塚・直方県税事務所 ☎0948-21-4922)

○軽自動車(税務収納課 市民税係 ☎32-0513)

▶ 有料道路の割引

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

障がい者(身体障がい者・知的障がい者)が有料道路を利用する際の通行料金が50%割引になります。

※福祉事務所長の証明が必要です。

▶ NHK放送受信料の減免

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

全額免除…世帯構成員が障害者手帳を所有し、世帯全員が住民税非課税の場合

半額免除…視覚・聴覚障がい者、重度の障がい者が世帯主で契約者の場合

※福祉事務所長の証明が必要です。

▶ 手話通訳の派遣

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

聴覚障がい者との意思疎通を図るため、依頼に応じ手話通訳者を派遣しています。

▶ 相談窓口

問 子育て福祉課 障がい者福祉係 ☎32-0541

障がい者相談支援

障がいのある方の悩み事はもちろん、その家族、関係者からの心配事などの相談を受け付けています。行政、福祉、医療などの専門機関と連携しながら解決に向けて一緒に考えていく相談機関です。

直鞍地区障がい者基幹相談支援センター かのん

直方市日吉町9番10号 ☎24-1551 FAX24-1552

開所時間…月曜日～金曜日(土曜、日曜、祝日は休み)午前8時30分～午後5時

(以下は広告スペースです)

社会福祉法人 宮田親和会
障害者支援施設
宮田学園
助け愛 ふれ愛 夢をもち愛



■ 施設入所支援 ■ 生活介護
■ 短期入所 ■ 日中一時支援
宮若市長井鶴324-6
TEL 0949-32-9860 FAX 0949-33-4033



障がい者虐待相談

障がい者の権利擁護や虐待に関する相談を受け付けています。24時間365日電話対応。

直轄地区障がい者虐待防止センター かのん

直方市日吉町9番10号 ☎24-1556 FAX24-1552

開所時間…月曜日～金曜日(土曜、日曜、祝日は休み)午前8時30分～午後5時

高齢者の福祉サービス

問 健康福祉課 高齢者福祉係 ☎32-0515

在宅介護支援センター運営事業

在宅介護などに関する総合的な相談に応じ、ニーズ(要望)に対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう、関係行政機関やサービス実施機関等との連絡調整を行います。

高齢者居場所づくり事業

比較的元気な65歳以上の一人暮らし等の高齢者の方に、日常動作訓練、生きがい活動等の各種サービスを提供します。

介護用品給付事業

おむつを使用している65歳以上の在宅の要援護高齢者に、紙おむつや尿取りパッド等の介護用品を支給します。

福祉緊急通報システム事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者に病気やけがなどの緊急時に通報できる、緊急通報装置とペンダント型発信器を貸し出します。

老人日常生活用具給付等事業

65歳以上の一人暮らしの高齢者に対し、火災報知器・自動消火器・電磁調理器の給付、老人用電話の貸与を行います。

高齢者住みよか事業

在宅の要支援者・要介護者に配慮した住宅に改造するための費用の一部を助成します。

生活支援ハウス運営事業

市内に住所を有する在宅の60歳以上の人で、高齢等のために独立して生活することに不安のある高齢者等に住居の提供をします。(食事は自炊となります)

社会福祉センター無料入館券配付事業

市内在住の70歳以上の人及び70歳未満であっても後期高齢者医療を受給している人を対象に、無料入館券を配付します。

食の自立支援事業(配食サービス)

65歳以上の一人暮らしの人、または高齢者世帯の人に、有料で配食サービスを行っています。

高齢者等見守り事業

地域住民と関わりのある事業者を協力機関として、在宅の一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯を日常の活動の中で見守っています。

認知症サポーター養成講座

問 健康福祉課 地域包括支援センター ☎33-3456

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る支援者として認知症サポーターを養成します。

(以下は広告スペースです)

**介護相談・施設見学は
お気軽に!!**

特別養護 老人ホーム 照陽園

照陽園デイサービスセンター
ショートステイ(短期入所)
居宅介護支援事務所
照陽園グループホーム
・在宅介護支援センター

詳しくはこちら▼


☎ 0949-32-9482
宮若市磯光2159-1

グループホーム うぐいす

お気軽にお問合せ下さい



宮若市本城 1104 番地
TEL:0949-33-4710
FAX:0949-33-4700

社会福祉法人 宮田親和会

全室完全個室ユニット型
特別養護老人ホーム

和 のどか〜

安心して暮らせる場所で、
ゆったりとした暮らしを

基本理念
「笑顔・元気・真心を持って自分らしさを最後まで和(のどか)で住みやすい環境づくり」

入居者募集中

お問い合わせはお気軽にお電話下さい。
福岡県宮若市磯光 1294-1
TEL 0949-34-3030 FAX 0949-34-3031



あなたも受講しましょう！高齢者福祉の講座 認知症サポーター養成講座

地域で支える認知症

認知症は、誰にでも起こる可能性のある脳の病気です。85歳以上では、4人に1人にその症状があるといわれています。本市も高齢化率が35%を超え、超高齢社会に突入しています。今後、認知症の人が増えてくるのが予想される中、尊厳をもって最後まで自分らしく生活するためには、地域の支え合いが必要です。

だれもが認知症についての正しい知識をもち、認知症の人や家族を支える手だてを知っていれば、「尊厳ある暮らし」をみんなで守ることができます。

そこで、本市では、認知症の人やその家族の杖となる認知症サポーター養成講座を随時実施します。ぜひ皆様の受講申し込みをお待ちしております。

【認知症サポーターとは？】

- ・認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を地域や職場で温かく見守る応援者です。
- ・「認知症サポーター養成講座」を受けた人を「認知症サポーター」と呼びます。
- ・自分のできる範囲で活動するため、活動内容は人それぞれです。
- ・講座を修了された方には、認知症サポーターのしるしとして「認知症サポーターカード」をお渡しします。

【受講対象者は？】

- ・自治会、学校、商店、職場、有志の集まりなどです。講師が出向いて**無料**で講座を実施します。

【講座内容は？】

- ・認知症についてほとんど知識のない方でも、認知症について正しく理解していただける内容です。
- ・テキストに基づいて、60分～90分の講座を行います。（受講者の構成に応じた内容となります。）

【申し込み・お問い合わせ】

- ・準備の都合上、必ず開催希望日の**1カ月前まで**にお申し込みください。
- ・電話もしくは担当窓口にてお申し込みください。

問 健康福祉課 地域包括支援センター
☎33-3456



民生委員・児童委員

問 子育て福祉課 地域福祉係 ☎32-0562

生活のことや高齢者のこと、子どものことなど福祉関係でお困りの人は、お近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

生活保護

問 保護人權課 ☎32-9377

生活保護は生活に困っている人に対して、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度です。申請すると、最低生活費などの基準額と収入や資産等の調査結果を踏まえて、生活保護が受けられるかどうかの決定をします。

その他の福祉制度

▶ 日本赤十字社の事業

問 子育て福祉課 地域福祉係 ☎32-0562

日本赤十字社の活動資金の募集や災害時等の救援物資配布を行っています。

▶ 献血

問 健康福祉課 健康対策係 ☎32-1177

病気やけがで輸血を必要としている方の尊い命を救うため、市役所やふるさと祭などにおいて、地域住民の方に献血のご協力をお願いしています。

▶ 戦没者の遺族、戦傷病者等の援護

問 子育て福祉課 地域福祉係 ☎32-0562

戦没者の遺族をはじめとして、戦傷病者などの援護施策について、関係法律によりそれぞれ援護を行っています。

（以下は広告スペースです）

医療法人笠松会

有吉病院

- 有吉病院 医療療養病棟
- 有吉病院 介護医療院
- 有吉病院 デイサービスセンター
- 有吉病院 訪問看護
- 笠松ケアプランサービス

宮若市上有木 397-1

TEL 0949-33-3020



社会福祉法人笠松会

ケアハウス笠松苑 (32床)

宮若市上有木 320
TEL 0949-34-5000

介護付ケアハウス笠松の郷

(50床+ショートステイ10床全室個室)

宮若市上有木 320
TEL 0949-34-5550

グループホーム笠松の郷

宮若市上有木 320
TEL 0949-33-1255

